**第３期志木市子ども・子育て支援事業計画策定業務委託**

**プロポーザルに係るプレゼンテーション傍聴要領**

１　傍聴者の定員

傍聴者の定員は３人とする。

２　傍聴者の申込方法

（１）傍聴を希望する者は、下記の実施日等を確認し、実施会場にて傍聴受付を

行う。

　　 実施日時　 令和５年５月２５日（木）　午前１０時開始予定

傍聴受付時間　　 午前９時５０分から午前１０時まで

　　　 実施会場　　 志木市役所３階　大会議室３－３

（２）傍聴の受付は先着順で行い、定員になり次第締め切る。

３　会場での受付及び手続

（１）会場への入室は、開始時間５分前から許可する。

（２）会場への入室に当たっては、会場前の傍聴受付で氏名、住所等を記入する

こと。

（３）プラカード、幟（のぼり）等を携帯し、又はたすき、ゼッケン等を着用し

ている者は、入室を拒否する。

４　傍聴できない者

（１）人に危害を及ぼすおそれのある物を携帯している者

（２）酒気を帯びていると認められる者

（３）前各号に掲げる者のほか、プレゼンテーションを妨害し、又は人に迷惑を

及ぼすおそれがあると、第３期志木市子ども・子育て支援事業計画策定業

務委託業者選定委員会委員長（以下「委員長」という。）が認めた者

（４）第３期志木市子ども・子育て支援事業計画策定業務委託プロポーザル参加

表明者及びその関係者

５　傍聴における遵守事項

（１）会場における発言に対し、拍手その他の方法により公然と批評又は賛否の

表明、威圧的行為等をしないこと。

（２）会場において、私語、談笑等の行為をしないこと。

（３）会場において、飲食又は喫煙をしないこと。

（４）他の傍聴人の迷惑となるような行為をしないこと。

（５）会場において、写真撮影、録画、録音等をしないこと｡

（６）前各号に掲げるもののほか、プレゼンテーション会場の秩序を乱し、又は

運営に支障となる行為をしないこと。

６　プレゼンテーションの秩序維持

（１）傍聴人は、プレゼンテーションを傍聴するに当たっては、委員長及び職員

　　　の指示に従うこと。

（２）傍聴人が前項に掲げる諸事項を守らない場合は、これを注意し、従わない

　　　ときは、委員長が退場させる。

７　その他

　　当日はプレゼンテーションの傍聴はできるが、資料等の提供は行わない。